

受賞

総務大臣表彰（敬称略）

【秘書広報課】

●自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰

土谷 敏生 現 妻自治会区長
 廣岡 慶三 現 名倉南区長

お知らせ

都市計画の変更に関する都市計画案の縦覧・意見書の提出について

【まちづくり課】

「（仮称）あやの台北部用地整備事業」などに伴う都市計画の変更に関して、案の縦覧および意見を募集します。

●橋本都市計画区域の変更

- 用途地域の変更（市決定）
- 特別用途地区の変更（市決定）
- 都市計画道路の変更および廃止（市決定）
- 都市計画公園の変更および廃止（市決定）
- 都市計画緑地の変更（市決定）
- 公共下水道計画区域汚水の変更および雨水の追加（市決定）
- 橋本都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの限度の指定について（県決定）

●高野口都市計画区域の変更

- 京奈和自動車道紀北東道路線の変更（県決定）

※県決定に関しては、和歌山県庁でも縦覧を行います。詳しくは、県ホームページで確認してください。

●意見書の提出

案について意見のある人は、その意見と住所・氏名などを記載した意見書を提出することができます。

●縦覧・意見書提出期間

1月11日（金）～25日（金）
 午前8時30分～午後5時15分

●縦覧場所・問い合わせ まちづくり課 ☎33-6103

第65回文化財防火デー

【生涯学習課】

1月26日は「文化財防火デー」です。市内には、国指定重要文化財の利生護国寺本堂や旧高野口尋常高等小学校校舎など、貴重な文化財があります。



▲放水訓練の様子

これらを火災や震災などから守るために、消防訓練を実施しますので、ぜひ見学にお越しください。

●日時・場所

1月26日（土） 午前9時～ 利生護国寺
 1月27日（日） 午前9時～ 高野口小学校

●問い合わせ

橋本市消防本部 ☎33-0119（利生護国寺）
 伊都消防組合消防本部 ☎22-0119（高野口小学校）
 生涯学習課 ☎33-3704

平成30年度「東京橋本会」総会・親睦会を開催します

【企業誘致室】

市では、活力みなぎるまちづくりを進めるため、東京およびその近郊に在住される橋本市出身者や橋本市に縁故のある人と東京橋本会を設立しています。



▲総会・親睦会の様子（昨年）

東京橋本会は、郷土橋本市を広くアピールするとともに会員相互の親睦を深めるため、年に一度東京都内で総会・親睦会を開催し、会員の皆さんからさまざまな情報を提供していただいています。

また、新規会員を常時募集していますので、事務局までご紹介ください。大学生の入会も大歓迎です。

- 日時 2月16日（土） 正午～午後3時
- 場所 東京グリーンパレス（東京都千代田区二番町2番地）

●問い合わせ

東京橋本会事務局（企業誘致室内） ☎33-1211

「本人通知制度」の事前登録について

【市民課】

住民票や戸籍謄本などの不正請求を防止するため、事前に登録をした人に対し、代理人や第三者が証明書を取得した場合にその交付事実を通知する制度です。住民票の写しや戸籍などの交付を差し止める制度ではありません。

●登録できる人

本市に住民登録や本籍のある人（過去にあった人も含む）

●登録方法

本人確認書類（運転免許証・旅券など）と印鑑を持参し、市民課窓口で申請してください。

●通知対象（除票・除籍などを含む）

住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍謄抄本など

●通知内容

交付年月日、交付した証明書の種別、通数および交付請求者の種別（代理人・第三者）

●問い合わせ 市民課 ☎33-1132

下水道の接続工事は供用開始後3年までに

【下水道課】

多くの費用をかけて造られた下水道施設は、市民の皆さんに利用してもらうことで初めて価値を持ち、地域一帯の生活環境改善に役立ちます。

下水道への接続は供用開始から3年までと法律で定められています。下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、速やかに接続をお願いします。

●問い合わせ 下水道課 業務計画係 ☎33-3150

平成30年度障がい者を対象とした職員採用試験を実施します

【職員課】

- 募集職種 正規職員（事務職）および臨時職員
- 応募期間 1月7日（月）～25日（金）
- 試験日 2月予定

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

●申し込み・問い合わせ 職員課 ☎33-1193

平成31・32年度 入札参加資格審査受付について

【橋本伊都衛生施設組合】

平成31・32年度の物品購入、建設工事、測量・建設コンサルタントなどの入札参加資格審査の申請を受け付けます。審査を希望する人は、受付期間内に申請してください。



●申込資格

地方自治法施行令第167条の4と第167条の11第1項の規定と、次の各項目を満たすこと。

- ①平成31年2月1日現在、引き続き1年以上その営業に従事していること。
- ②国税および地方税を滞納していないこと。
- ③営業に關し許可、認可などを必要とする場合において、当該許可、認可などを得ていること。
- ④営業状態が健全であると認められること。

●提出書類（各1部、A4ファイル綴り）

- 物品
入札（見積）参加資格審査申請書および組合が指定する必要書類
※様式は組合窓口配布または組合ホームページから入手できます。
- 建設工事、測量・建設コンサルタントなど
国土交通省統一様式、その他必要書類

●提出方法

持参または郵送（2月28日（木）消印有効）
 ※提出方法など詳しくは、橋本伊都衛生施設組合のホームページに掲載しますので、ご覧ください。
 ●橋本伊都衛生施設組合ホームページ
<http://www.hashieisei.or.jp/>

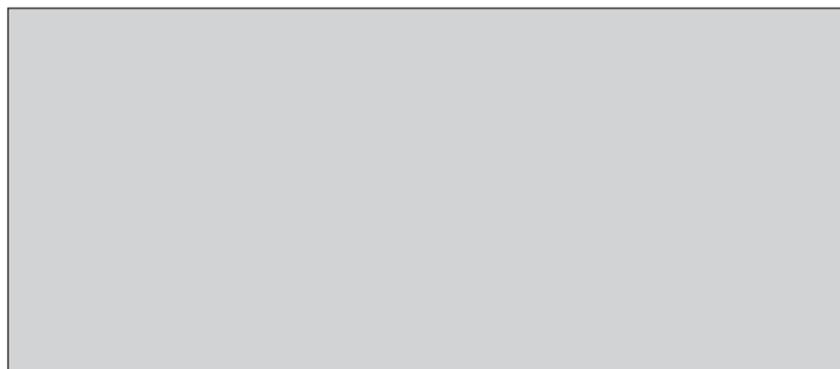
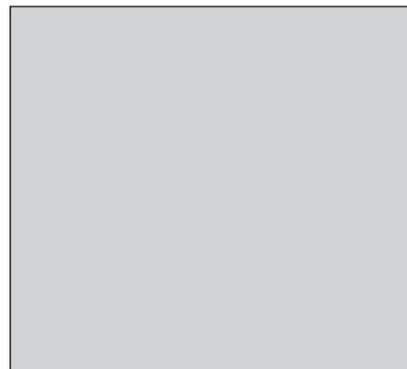
●受付期間

2月1日（金）～28日（木）（土・日曜、祝日を除く）
 午前8時～午後4時30分

●受付場所・問い合わせ

〒648-0043 橋本市学文路172
 橋本伊都衛生施設組合 総務課 総務第二係
 ☎32-0028

広告



広告

